

### 第3章 日本の知的財産の現状と日中間の視点

#### 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科技術経営専攻 田中義敏助教授インタビュー

まずは日本の知的財産の歴史についてお聞かせください。

田中： 1884年に日本で商標条例が初めて施行され、その翌年に特許法が出来た。そういう意味では、日本の特許制度というのは、すでに120年も経っているが、特許・実用新案・意匠・商標の出願件数の推移をみると（図3-01-01）、戦前は年間5万件以下の出願だったのに対し、戦後にはその数が急激な増加を遂げている。

図表 3-01-01 特許・実用新案・意匠・商標の出願件数の推移



アジア諸国では知的財産制度を導入してからだいたい20 - 30年であるが、ベネチアでは450年経っているので、世界の知的財産制度における日本の位置づけは、ちょうど中間になると考えられるのではないかと。また、日本の制度において重要なもののひとつに1899年のパリ条約加盟が挙げられるが、このパリ条約の大原則のひとつに、内外国に平等というものがある。パリ条約に加盟した後、日本にも外国からの出願が始まったのだが、外国出願の発明技術レベルと国内の発明技術レベルの格差もあり、日本の発明には欧米諸国に太刀打ちできないような小発明も多かった。そういう中で

1904年、発明協会の誕生を見ることになる。今から100年以上前に、発明振興の中心的存在となる発明協会という財団が設立されたというのは、発明振興、技術立国として技術を尊重し、そうした風土作りに全力を投入してきたと言えるのではないか。

中国にも日本の発明協会のような発明振興、知財教育支援の財団はあるのですか。

田中：巨大な中国では、一度にすべての財団を作ることは難しく、まだ誕生していないようだが、いち早く専門の機関を作っていただきたいと思っている。今後、模倣品対策や意識改革を行ううえでも、製造地点や市場として非常に大きな部分を占める広東省、浙江省、上海、北京などには、発明振興あるいは知財のための財団が必要だと思われる。

戦前の出願推移に話が戻りますが、1905年の導入期から実用新案がかなり活用されているようですね。

田中：当時、日本と外国の技術レベルには差が大きかった。レベルの高い外国技術に対し、国内の技術をもっと保護しなければいけないということで実用新案法が導入され、広く産業界に活用された（図表 3-01-02）。

図表 3-01-02 戦前の特許行政をめぐる Epoch-Making Events 1884 - 1945

- 1899: パリ条約への加盟
- 1904: 発明協会の設立 JIII (Japan Institute of Invention & Innovation)  
発明奨励活動の推進
- 1905: 実用新案法の導入  
国内の小発明の保護を促進
- 1906: 第1回特許・実用新案・意匠展示会の開催  
知的財産の意識高揚および発明表彰
- 1936: 婦人発明展示会の開催
- 1938: 青少年発明展示会の開催

Panasonic ← “二股ソケット” 松下幸之助  
実用新案による保護 (1919)



## 第8章 中国消費者の知財意識

### [調査概要]

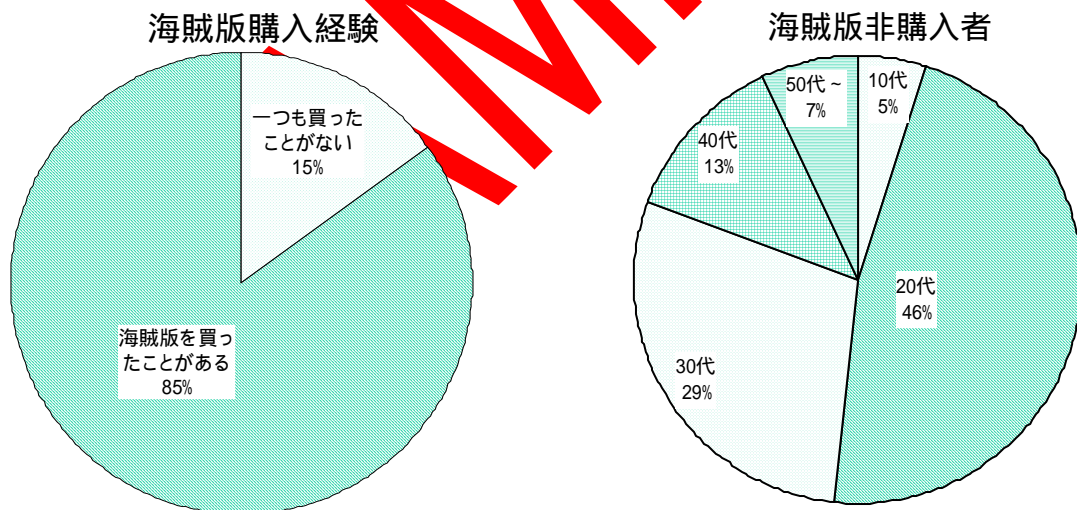
調査対象	層化多段抽出法によるサンプル抽出
調査期間	2006年5月31日～6月5日
サンプル数	2000人(サーチナグループが保有するオンラインモニター)
対象地域	中国全土
実施会社	設計・集計：サーチナ総合研究所 実査：上海サーチナ

### 1. 調査サマリー

- ✓ 調査対象者全員が正規版と海賊版の違いは認知している。
- ✓ 全対象者中、対象カテゴリーの海賊版商品を全く購入した経験のない人は15%。
- ✓ 性別、所得による統計的有意差はみられない。
- ✓ 年齢が上がるにしたがって海賊版の非購入率は上昇するが、言い換えると、商品の種類に関わりなく20代の海賊版ユーザーが全体の6割を超える状況となっている。
- ✓ 海賊版を購入しない理由の第一は「品質に差がある」(76%)ことで、更に59%の海賊版非購入者は「アフターサービスが受けられないこと」をあげている。また非購入者全体の4割は「海賊版購入は悪いこと」と明確に回答している。
- ✓ 海賊版が最も多く購入されていた商品は映画の87%で、以下音楽CD、ゲームソフト、TVドラマが第2グループを形成し、第3グループとしてテレビアニメ、高級ブランド衣料、皮革製品の順となっている。
- ✓ 一方、正規版の購入者では海賊版購入者と同じく映画が最多購入品目だったものの、ほぼ同じ水準でブランド衣料、皮革製品が続いている。正規版の人気イコール海賊版の人気という単純な図式は成り立っていないようである。
- ✓ 海賊版の購入理由としては、商品の種類に関係なく「正規版は高いから」を最も多くの購入者(70%以上)があげている。海賊版購入の理由に関する限り、商品の種類による違いはほとんど見られず、2番目の理由グループとして「品質は悪いが安い」「どこでも売っている」「種類が豊富」「とにかく安い」「誰もが買っている」等が30%から40%の対象者があげている。
- ✓ 各商品とも20%程度の対象者が「正規版は売っていない」をあげており、正規版の浸透不足という現状も垣間見える。

- ✓ 最下位グループではあるが、15%前後の対象者が「品質に差はない」「別に問題ではない」をあげており、罪悪感が希薄であることがうかがえる。
- ✓ 全体の39%の人が何らかの海賊版ソフトをオフィスで使用していると回答し、正規版ソフトのオフィスユーザーは56%だった。ビジネスの現場でも約4割が海賊版を使用していることになる。
- ✓ 一方、自宅での海賊版ソフトの使用率は62%で、正規版ソフトの53%よりも統計的に有意な差がある結果となった。
- ✓ 知的財産権擁護の現状について8割の対象者が「海賊版撲滅運動」を知っており、7割が「中国のパソコンソフトの93%が海賊版であるといわれていること」も「欧米諸国から中国が知的財産権の保護が甘いことを批判されていること」も心得ていることが明らかになった。
- ✓ ただし、「日本以外の東アジアの国は（中国も含めて）著作権の保護にいい加減な国だと見られていること」の認知は3割に止まっている。

図表 8-01-01 海賊版購入経験



## 付録 1 中国の知的財産権白書

国務院は2005年4月21日、「中国知的財産権保護の新たな進展」と題した白書を発表し、政府が知的財産権保護のためにおこなってきた努力とその成果などを報告した。中国で同様の白書が発表されたのは、94年に続いて二度目のこと。

この白書では、「特許保護」「商標保護」「著作権保護」「音楽・映像製品に関する知的財産権保護」「植物の新品種に関する権利の保護」「知的財産権を侵害する犯罪の摘発」などについて記述。中国政府が80年代から関連の法整備に力を入れはじめ、01年のWTO（世界貿易機関）加盟に合わせて法律を全面的に改正したことなどが説明されている。以下はその全文。

### 「中国の知的財産権保護の新たな進展」

中華人民共和国国務院報道弁公室

2005年4月・北京

#### 前書

知的財産権制度は人類による経済の発展、社会の進歩、科学技術の革新、文化の繁栄を促す基本的な法律制度である。世界的な科学技術の急速な発展と経済のグローバル化が加速することに伴い、経済・社会活動における知的財産権制度の地位はこれまでになく高くなり、知的財産権保護は国際社会の注目を広く集めている。

中国は悠久な歴史をもつ文明古国であり、数千年来、多くの優れた科学者、発明家、文学者、芸術家はその輝かしい知的成果で人類の発展と進歩に大きな貢献をした。中国政府と中国人民は、発明・創造と科学技術の貴重さをよく知っている。

中国の知的財産権制度建設はスタートが比較的遅かったものの、発展速度は比較的速い。1970年代末に改革・開放政策が実施されてから、中国の知的財産権保護は大きな進展を遂げ、制度の穏やかな確立が経済の健全な発展と社会の全面的進歩を促した。

国際社会が中国の知的財産権保護の実状を知り、正しく判断するのを助けるため、若干の紹介と説明をする。

#### 一、知的財産権保護の基本的状況

中国は一貫して責任を負う態度で知的財産権保護活動を積極的に推し進め、国際上の知的財産権保護の規則をあくまで遵守すると同時に、国情に基づいて相応の知的財産権保護レベルを確定し、知的財産権の創造者、応用者と社会公衆との間の利益関係にバランスを保たせるよう努力し、知的財産権の創造と応用に良い循環を形成している。

長年来、全社会共同の努力により、中国の知的財産権保護は次のような進展を遂げた。

#### —世界的に通用する規則に合致し、部類が比較的そろっている法律法規システムを確立し、健全にした

1980年代以来、国は「中華人民共和国特許法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国著作権法」「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」「集積回路配置図設計保護条例」「著作権集団管理条例」「録音・録画製品管理条例」「植物新品種保護条例」「税関の知的財産権保護条例」「特殊標章管理条例」「オリンピック標章保護条例」など知的財産権保護の主な内容を網羅する法律および法規を公布、実施するとともに、一連の関係ある実施細則と司法解釈を公布して、中国の知的財産権保護の法律・法規システムをたえず完全なものにしている。知的財産権に確実に効果のある法的保護を与えるため、中国は2001年のWTO加盟に合わせて知的財産権保護と関係ある法律・法規と司法解釈を全面的に改正し、法律制定の意義、権利の内容、保護の基準、法的援助手段などの面で、科学技術の進歩と革新の促進をいっそう際立たせると同時に、WTOの「貿易関連知的財産権協定」及び国際上のその他の知的財産権保護規則と一致するようにしている。

#### —調和のとれた高効率の活動システムと法律執行メカニズムを構築し、健全にした

中国では、知的財産権保護を实践する過程で、行政保護と司法保護という「二つのルートで同時に運営する」という知的財産権保護パターンが形成された。中国では、多くの部門がそれぞれ知的財産権保護の職責を履行している。これらの部門には、国家知的財産権局、国家工商行政管理総局、報道出版総署、国家版權局、文化部、農業部、国家林業局、公安部、税関総署、最高人民法院、最高人民検察院などがある。長年来、これらの部門はそれぞれの分野で大いに成果のある活動を展開してきた。知的財産権保護をいっそう強化するため、2004年に國務院副総理を長とする国家知的財産権保護工作グループが設立された。同グループは責任をもって全国の知的財産権保護活動を統一的に計画案配し、協調させている。国家知的財産権保護工作グループ弁公室は商務部に設けられ、工作グループの日常活動を受け持っている。

ここ数年、国は知的財産権保護活動の面で、行政法律執行機関、公安機関、人民検察院の連携を強化した。2000年10月、関係部門は共同で「知的財産権侵害の違法犯罪事件を調査、処理する活動で協力と呼応を強化することに関する通達」を下達し、知的財産権侵害の犯罪を調査、処理する時の協力と呼応の問題について明確な規定を行っている。2001年7月、國務院は「行政法律執行機関の犯罪容疑事件移送に関する規定」を公布し、行政法律執行機関が公安機関に犯罪容疑事件を即時移送することについて明確な規定を行った。2004年3月、関係部門は再び共同で「行政法律執行機関と公安機関、人民検察院との活動面での連携を強化することに関する意見」を下達して、行政法律執行と刑事法律執行